

☆令和8年度 座安こども園

1号認定の募集開始します。

必要な方は事務所にお声かけください。

書類配布期間 9月24日(水)～11月28日(金)

9:00 ～ 17:00

受付期間 10月1日(木)～11月28日(金)

9:00 ～ 17:00

お問い合わせ先 098-987-0107 担当：高良





令和8年度 座安こども園 1号認定児童募集要項



1 募集対象施設

社会福祉法人 豊穰福社会 座安こども園

所在地： 沖縄県豊見城市字座安55-2



2 施設情報について

施設名称	社会福祉法人 豊穰福社会 座安こども園
提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	8:00～13:30
休業日	土曜日・日曜日・祝日・慰霊の日(6月23日)・旧盆(ウークイ)
	夏季・秋季・冬季・春季休業日
	その他園長が指定した日

3 申込資格

- ① 教育を必要とする令和2年4月2日～令和5年4月1日生まれの児童。
- ② 保護者等が児童を当該施設に送迎できること。
注)校区外からの申込みは可能ですが、校区内の児童を優先致します。

4 保育料等の算定について

【入園料】 なし

【教育時間の保育料(利用者負担額)】無償

※さらに新2号認定を受けることで預かり保育料も無償化の対象になります。

※適正な保育料の算定に関して、豊見城市居住市町村の算定事務に沿って行うことになります。

申し込みの際はご理解の上、申し込みをお願い致します。

5 給食費(月～金)について

階層によって異なりますので以下の表をご確認ください。

※日割り計算は行いませんのであらかじめご了承ください。

階層	区分		豊見城市		
			1子	2子	3子
1	生活保護世帯		2,200 円		2,200 円
2-1	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等			
2-2	(市民税所得割非課税世帯)	その他			
3-1	市民税所得割課税額	ひとり親世帯等			
3-2	77,101 円未満	その他			
4	市民税所得割課税額 211,201 円未満		1号認定 2,200 円+5,200 円 新2号認定 2,200 円+5,800 円 (3時のおやつ代)		
5	市民税所得割課税額 211,201 円以上				

◇その他諸経費(実費徴収分)

- ・保育・教育教材 新学期用品注文書参照 (8,000円程度)
- ・保育・教育活動費 (月額) 1,000円
(行事費、折り紙、画用紙、制作教材、園外保育に出る際の車両費など)
- ・保健衛生費 (月額) 200円
- ・その他・・・必要に応じて実費徴収致します。その都度お知らせします。



6 預かり保育料と給食費(土曜日・長期休暇)について

特別な事由により預かり保育をすることが出来ます。直接園にご相談下さい。

※金額については変更になる場合があります。

実施日	預かり保育を行う時間帯	保育料階層区分	利用料 ※1 ※2	給食費
平日 (月～金)	7:30～8:00	すべての世帯	日額 200 円	—
	1 号認定 13:30～18:00	1 階層 2 階層 3 階層 4-1 階層(一人親世帯等) 4-2-1(ひとり親世帯等)	日額 450 円	—
	新 2 号認定 13:30～18:30	それ以外の世帯	日額 450 円	110 円
土曜日 長期休暇	1 号認定 8:00～18:00 (土曜日、長期休業日等) ※3日前までに要予約	1 階層 2 階層 3 階層 4-1 階層(一人親世帯等) 4-2-1(ひとり親世帯等)	日額 450 円	110 円
	新 2 号認定 7:30～18:30	それ以外の世帯	日額 450 円	1 号認定 370 円 新 2 号認定 400 円

※1 どなたでもお申し込みは可能ですが、無償化の対象となるには、新2号認定という認定を受ける必要があります。新 2 号認定をご希望の方は以下の該当する書類をご準備ください。

※2 『11 申込方法 (2) ⑤新2号認定を申し込む方』の表の要件を満たさなくなった場合は、無償化の対象から外れることとなります。すみやかに園に申し出てください。スムーズに事務手続きにご協力ください。

※3 午後の預かり保育のみの利用は行っておりません。



7 教育時間と預かり保育時間について

	曜 日	時 間
教育時間	月～金曜日	8:00～13:30
預かり保育時間	月～金曜日	7:30～8:00 13:30～18:00 新2号認定は18:30まで
	土曜日・長期休暇期間 長期休暇期間については次ページ参照	1号認定 8:00～18:00 新2号認定 7:30～18:30

8 長期休暇について

夏休み 7月23日 ～ 8月24日

秋休み 10月8日 ～10月13日

冬休み 12月26日 ～ 1月 4日

春休み 3月23日 ～ 4月 9日

※座安小学校の長期休暇期間と合わせますので変更になる場合があります。

※上記期間は、預かり保育での対応になります。近くなりましたら長期休暇における預かり保育実施のご案内を作成します。

※8:00～18:00が預かり保育時間です。(新2号認定を受けている場合は7:30～18:30まで)

※但し、12/29～1/3の預かり保育はありません。

※旧盆期間の預かり保育はありません。またウークイはお休みとなります。

9 保育料等の納付について

・保育料等の納付方法は、原則として口座振替になります。

・振替は、毎月26日(ただし、26日が金融機関休業日の場合は翌営業日)です。

・引き落としは当月分の保育料(保育料、給食費、預かり保育料等を合算したもの)となります。残高不足にならないようご注意ください。

・口座振替依頼書は、事務所にてご用意しています。受け取り後、必要事項を記入の上、事務所にお申込み下さい。

10 保育料の納付が遅れたとき

所定の口座をお知らせしますので、速やかに納付下さい。

11 申込方法

(1) 書類の配布期間

ア 期 間 9月24日(水)～11月28日(金) ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

イ 場 所 座安こども園 事務所

ウ 時 間 午前9時～午後5時

(2) 書類の受付期間

ア 期 間 10月1日(水)～11月28日(金) ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

イ 場 所 座安こども園 事務所

ウ 時 間 午前9時～午後5時

エ 提出書類

① 入園申請書

② 支給認定申請書 兼 認定こども園利用(1号)申込書

③ 利用に関する確認兼同意書・誓約書

④ 親子健康手帳の写し

(1歳半、3歳各健康診査結果ページ、予防接種ページ部分) ※新入園児童のみ

⑤ 新2号認定を申し込む方

※新2号認定を受けるための書類は入所内定後(来年2月頃)を予定します。

【継続児童を除く】

No.	状 況		必要書類	きょうだい同時に申し込む場合は該当する書類1部で結構です。
1	就 労	雇用されている方 (会社員、公務員、派遣等)	●勤務証明書 ※育児休業からの復帰を希望する場合は、復職日の記載が必要です。	
		自営業(協力者含む)	●就労証明書 + ①～③のいずれかひとつ ① 仕事内容が分かる資料(開業届、営業許可書 等) ② 直近3ヵ月分の売上げが分かる資料(給与明細、通帳の写し 等) ③ 最新の確定申告書の写し 等	
2	妊娠・出産		親子健康手帳の分娩予定日記載ページの写し	
3	保護者の障がい		下記の①②いずれかひとつ ① 身体・精神障害者手帳の写し ② 療育手帳の写し	
4	保護者の疾病		●診断書(保護者・同居者用)	
5	親族の介護・看護		●介護・介護申立書 + ①～④のいずれかひとつ ① ●診断書(看護・介護用) ② 療育手帳の写し ③ 身体・精神障害者手帳の写し※等級次第では、診断書が必要 ④ 介護保険被保険者証の写し※要支援又は要介護認定に限る	
6	災害復旧		罹災証明書等の被災を確認できる資料	
7	求職活動		●求職活動申立書	
8	就学		以下の①②すべて ① 在学証明書または入学許可書等 ② 授業日数及び時間が確認できるカリキュラム等 転園希望等の利用調整対象者は、①の提出が必要です。	
9	育児休業等		下記の①②いずれかひとつ ① ●就労証明書(育児休業期間が記載されたもの) ② ●育児休業等申立書 点園希望等の利用調整対象者は、①の提出が必要です	
10	19歳以上65歳未満の同居人(祖父母、きょうだい等)がいる方		同居人の状況(No.1～8)を確認できる書類	

※●は所定の様式がございます。お声掛け下さい。

※保護者(父母)及び19歳以上65歳未満(R7.4.1時点)の同居人(祖父母等)全員分の書類提供が必要となります。

※親族の介護・看護要件の場合、要支援1での「保育を必要とする事由」は認められません。

⑥ 該当する方のみ以下の書類

No.	必要書類	必要書類
1	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
2	ひとり親世帯 ※離婚後も父母が同居している又は 事実婚の場合は対象外	●申立書（指定様式）＋以下の１～３のいずれかひとつ １．児童扶養手当受給者証の写し ２．母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ３．婚姻していないことがわかる戸籍謄本の写し及び（受理証明書可）
3	ひとり親に準ずる世帯	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出が無い場合は一世帯としての認定になるため、父母両方の 「保育の必要な証明」の提出が必要です
4	在宅障がい者（児）のいる世帯	以下の１～３のいずれかひとつ １．身体・精神障害者手帳の写し ２．療育手帳の写し ３．特別児童扶養手当証書の写し
5	里親世帯等、児童養護施設へ入所して いる児童	養育する児童について児童相談所長発行の証明書
6	令和7年1月1日時点で豊見城市に住 所が無い方（予定）	申込書に個人番号（マイナンバー）の記入をして下さい ※記入が困難な場合、令和7年9月に保育料等の切替がありますので令和7 年度市町村民税所得課税証明書（全項目が記載されたもの）の提出
7	保護者の一方が県外・離島在住の場合	県外・離島在住者の住民謄本又は住民抄本
8	同一住所に別生計の世帯がいる方	別生計であることがわかる書類（それぞれの世帯光熱費の領収書3か月分等）

※該当する状況が複数がある場合は、書類をすべて提出してください。

※保育料等算定においても必要な書類になります。

オ 締め切り後の選考優先順位

① 現に在園している児童	② きょうだいが在園している方
③ 座安小学校校区内及び卒園児のきょうだい ※卒園児のきょうだいは小学2年生まで対象	④ 同法人施設（もりのこ保育園の児童）
⑤ 豊見城に在住する児童（新規児童）	⑥ その他市外の児童

※書類受付期間後は締切致します。

定員に空きがある場合は2次募集を致します。HPをご覧ください。

12 入園内定（12月下旬）

入園が内定した場合は、入園手続きに係るお知らせを送付致しますので、期限内に所定の手続きをお願いします。

※内定後、入園日までに保護者又は対象児童が申込み資格を満たさなくなった場合は、原則として内定等を取り消します。

※新2号認定を受けるための書類は入所内定後（来年2月頃）を予定します。

【継続児童を除く】

13 説明会・面談 （ 2月中旬～下旬ごろ ）

（１）内定を受けた児童・保護者は、「支給認定申請書 兼 認定こども園利用（１号）申込書」の記載内容を確認し、当園で説明会・面談を致します。

●説明会・面談時に必要な書類（用紙は、面談のご案内と一緒に送付致します。）

①緊急連絡票 ②生育調査表 ③個人情報を守ります（同意書）

④預金口座振替依頼書 ⑤アレルギー疾患をお持ちの児童は診断書 ⑥その他

※継続児童については、①、③の書類のみをご記入頂きます。

（２）お子さんの健康状態や発達の状況などについて、面談時に詳しくお聞かせください。詳細は申し込み時にご案内いたします。

※継続児童については、説明会及び面談等はありません。

14 その他

この要項に定めることのほか、児童の選考に必要な事項については、座安こども園が別に定めます。

○入園までの流れ

① 書類配布期間《令和7年9月24日（水）～令和7年11月28日（金）》※土日祝を除く
施設見学を希望する場合は、事前にお問い合わせ下さい。座安こども園 電話 098-987-0107

②入園申込《令和7年10月1日（水）～令和7年11月28日（金）》※土日祝除く
申込受付締切日までに、申込書類を提出してください。書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。※郵送での申込受付はしていません（県外・離島除く）

③利用調整（選考）《令和7年11月中》
『在園児』、『在園児のきょうだい児』、『校区内』・・・の順で優先し、定員を超える申込みがあった場合は、選考・抽選を行います。選考の結果、定員に漏れた方については、キャンセルの希望があればご連絡ください。

④入園内定通知《令和7年12月下旬》
入園決定した児童の保護者に対して、「入園（利用）内定書（1号認定用）」を送付します。

⑤入園オリエンテーション及び面談《令和8年2月中旬ごろ》
入園対象児童と一緒に面談を受けてください。所定の日時をお知らせ致します。

⑤入園決定通知《面談終了後》

※心身に障がいを持ち（特別児童扶養手当受給者、障がい者手帳・療育手帳の所持者等）かつ審査会にて施設への入園が可能と判断された児童について、施設の受け入れ体制が整わない場合、入園保留になる場合があります。



お問い合わせ先



社会福祉法人 豊穰福祉会
座 安 こども園
担 当 高 良
電話 098-987-0107